



【りそなマーチャントバンクアジア】

「インド 2019 年度国家予算案(税制改正)について」

7月5日、シタラマン財務相は、2019/20年度(2019年4月-2020年3月)政府予算案を国会に提出するとともに、税制改正案を発表した。歳出額は前年度比(見込み)13%増の27.8兆ルピー(約44.3兆円)となっている。2016年度以降4年連続の2桁増。予算案には、インフラ分野の道路や鉄道などの整備(5年で100兆ルピー(約159兆円))を通じて国民の生活を底上げし、2024までに経済規模を5兆米ドルに膨らませる目標が設定されている。ただ、約2兆7,000億米ドルだった18年度の名目GDPの2倍に近い目標の実現には、年8%を超す高い成長が必要となる。

本予算案の内容は、4月11日から5月19日までに行った総選挙での与党大勝を受け5月末に発足した第2次モディ政権が2月に発表された暫定予算案を大筋で踏襲したもの。主な税制改正内容は下記の通り。

1) 法人税の税率 25%の対象企業を広げる

法人所得税率の基本税率に変更がないものの、内国法人の中小零細企業(MSMEs: The Micro Small & Medium Enterprises)の基本税率25%の対象企業については、年間売上高25億ルピー(約39億7,500万円)以下から年間売上高40億ルピー(約63億6,000万円)以下へ拡大する。現在、インドの内国法人および外国法人に対する法人税の基本税率はそれぞれ、30%と40%である。

2) 個人所得税の追加税(Surcharge)を引き上げ

個人所得税の基本税率に変更なし。ただ、課税所得が2,000万ルピー(約3,180万円)超と5,000万ルピー(約7,950万円)超の高額所得者に対しては、追加税を新たに導入し、最終課税率(実効税率)をそれぞれ3%、7%程度引き上げる。現行では、所得額と基本税率は、25万ルピー(約40万円)以下が非課税。25万超から50万ルピー(約80万円)以下は5%(実効税率5.2%)。50万超から100万(約159万円)ルピー以下が20%(同20.8%)、100万ルピー超が30%(同31.2%)。また、前記の超過累進課税方式による基本税率に加え、健康教育目的税4%(Health and education cess)、追加税10%(所得が500万ルピー(約795万円)超、1,000万ルピー(約1,590万円)以下の場合、実効税率は34.32%)および追加税15%(所得が1,000万ルピー超の場合、実効税率は35.88%)が課される。最終的な税額は、所得税+追加税に、健康教育目的税が付加される。

3) 企業に電子決済の導入を推進

フィンテック(金融ITサービス)によるキャッシュレス化を推進するとして、企業は銀行口座から年間1,000万ルピー(約1,590万円)超の現金引き出しには2%を新たに課税する。また、売上高が5億ルピー(約8億円)超の企業を対象とした顧客への電子決済手段による支払い方法提示の義務化も提案事項として盛り込まれた。

4) 金の輸入関税引き上げ

高額所得者が資産として好む金を輸入する際、輸入関税は10%から12.5%に引き上げる。

5) 電動車両の生産・普及を促進

電動自動車の生産・普及に向けた税制優遇策として、電動車両(EV: Electric Vehicles)の物品・サービス税(GST)を現行の12%から5%に引き下げる。また、電動車両購入ローン利用した納税者を対象に、所得控除を認める。1台の購入に対して、ローン返済期間中の累計で最大25万ルピー(約40万円)までの所得控除ができる。ただ、年間の最大は15万ルピー(約24万円)まで所得控除が可能。

以上

【出所: Press Release “Budget 2019-2020” Speech of Nirmala Sitharaman, Minister of Finance】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-1907